

幼保一元化をこえて(一)



守屋光雄

はじめに

したい。

幼保一元化をこえて、

「編集部」より、「幼保一元化の問題」というテーマで執筆するよう依頼されたが、私は、このテーマに関連した研究や論説を、一九七〇年以来、毎年、日本保育学会大会で研究発表しつづけ、全国私立保育園研究大会において、三回にわたり、講演、提案、助言を行ない、兵庫女子短期大学論文集に、三回にわたり投稿し、「保育問題研究」(第四十号)、「保育の手帖」(第十六巻、第十号および第十一号)、「保育ノート」(第二十巻、第八号)、「保育の友」(第十九巻、第四号)、保育カリキュラム(第二十二巻、第十号)その他の保育関係専門誌に執筆し、テレビ、ラジオ、新聞の取材に応じ、かつまた、拙著「保育の原点」および「明日への保育」(新読書社)として総括、刊行されているので、詳細は、これらの文献によつて、理解していただくことにして、ここでは、なるべく重複をさけて、幼保一元化の理念と実践についていくつかの問題提起を行ない、読者の検討の資料を提供

幼保の一元化とは、現体制内における幼稚園の保育園化、保育園の幼稚園化でもない。既存の幼稚園や保育園を解体し、止揚して、新しい、乳幼児の集団保育機関を創造することを目標にする。したがつて、私は、幼保一元化を超克する立場をとる。私の主宰する「北須磨保育センター」は、現行法規により、「北須磨幼稚園」と「北須磨保育園」としての認可を受けているが、実態は、幼稚園でも保育園でもない。二歳から就学までの幼児の集団主義保育機関である。その意味で、既に現行法を破るものである。「法を守るべきである。したがつて、法を破る者を強く憎む、しかし、法を破らしめる者を更に強く憎む」と末川博氏はいっているが、私も、子ども、保育者、親を差別する幼保の二元制を認めるわけには、いかない。子どもの学習権(発達保障)、保育者の研究権、親の労働権を三立させるために、

幼保は一元化に止まることでなく、一元化をこえるところに志向さるべきである。北須磨保育センターは、まさに、そのことを指向して前進しつつあるのだ。

北須磨保育センターにおける幼保の超克

- (1) 同一敷地内に、棟づきに、現行法による認可幼稚園と保育園があるが、園舎はもとより、運動場、遊具、および諸設備すべて、幼保の差別なく使用されている。
- (2) 「幼稚園(児)」、「保育園(児)」という既存の概念を棄却するため、幼稚園(児)、保育園(児)という言葉(概念)を使用せず、保育時間の長短から、短時間(児)、長時間(児)、という表現を用いる。
- (3) 幼稚園教諭、保育所保母、という差別的言辞を用いず、すべて、教師(先生)と呼び労働条件(給与、労働時間、諸権利など)も平等である。
- (4) 「保育」を「教育」の対立概念としてとらえるべきではない。「保育」と「教育」とは一体であり、乳幼児の(集団)教育、即保育であり、保育所も幼稚園も乳幼児の集団(主義)教育の機関であるべきである。
- (5) 子どもの発達保障
- 発達観—子どもを歴史的社会的存在としてとらえ、発達を規
- 定する要因として、歴史的社會的環境を、発達の原理として、成熟より學習を重視、発達理論として、弁証法的唯物論の立場をとる。レーニン、ノボグロツキー、ヴィゴツキーたちによると、人格形成のメカニズムは、同時に心理機能の発達ということであり、それは、外界の客觀的現實をより正確に、より多面的に、反映、認知することであり、その仕方は人間の内的狀況、欲求に依存し、認知することは同時に行動を可能にし、行動することによって新しく認知しうる。認知すれば内的狀況は変化し、変化すれば新しい世界が認識される。このように、内外界の矛盾と対立を統一する。それ自身による弁証法的發展こそが、人格形成の過程にほかならず、この内、外の矛盾の調和統一をつかさどる神經系の活動の客觀的體験が心理現象そのものであり、神經系の最高中枢機関である大脳皮質の内・外界の矛盾对立の統一機能が自我の本質であり、人間は、この自我を中心として、心身ともに環境との交互作用のなかに、人格を形成していくのである。
- 発達における従来の「適応」の概念を否定、社會變革と子どもや、教師の変革を重視する。子どもの内的矛盾のあらわれとしては、拒否、反抗、懷疑などが考えられる。早期からの系統的教育計画による疎外のない集団主義教育の必要性を強調する。このような子どもの発達の可能性の保障を常に、基本に考え

ることが必要である。

(6) 保育者の研修権

子どもの全面発達を保障するには、教育条件が問題となり、すぐれた保育者が必要になる。従来の幼稚園や保育園の保育者養成や資格には、前述のような差別があり、かつ保育者(特に保育所)の研修権は保障されてない。乳幼児の教育は、児童、青年、成人の教育より、また、保育所は幼稚園より、幼稚園は小学校より、小学校は中学校より、中学校は高等学校より、高等学校は大学より、大学は大学院より……低級な教師によって、低級な教育が行なわれるという既存の誤った考え方を打破するため、「保育者に研修権を」ということを合言葉に、保育センターでは、この権利保障に、思い切った措置をしてきた。たとえば、

短時間保育には、クラス担任があるが、午後(長時間)保育では、当番制をしている。給食(○~一時)~午睡(一~三時)~おやつ(三~四時)をそれぞれ別な職員が当番する。当番以外の保育者は、研修にあたる。四時に第一群が帰宅、四~五時までは助手が保育にあたる。四~五時は全員がそろって研修や打合せなどができる。五時以後の保育は行なわない。

午睡中は助手がみる。研究会は、保育内容、事例研究、教育相談員研究会を毎週(月)一~三時、四~行なう。当日のみ、

必要な研究(修)会への出張旅費は、全額支給。全員出張の時制。

は休園とする。

従来、保育所は、日曜、祝祭日以外の休園が認められなかつたが、保育者の研修権を守るために、夏期、冬期、春期などに一斉に一定期間休園することもあり、また、いわゆる夏期、冬期、春期休暇中は、長時間保育児は自由登園とし、保育者も交替出勤することにしている。

(7) 働く母親の労働権―婦人解放―

子どもをもつて働く母親の労働権が守られるために、早朝から薄暮にわたる長時間保育の要求が切実な問題となっているが、ほんとうの意味で、働く母親の権利が守られるためには、前述の子どもの発達と保育者の労働権(とりわけ研修権)が保障されることが不可欠かつ必要な条件となる。

長時間保育が、同じく女性労働者である保育者の労働条件を悪化させたり、子どもの心身の発達を阻害するようなことがあれば、かつての女工袁史にみられたように、婦人は、いつまでも、低賃金、重労働、仲間や子どもを犠牲にし、労働がしいらざるのみで、女性の解放も、労働権も守られない。

したがって、保育センターでは、センターで働く保育者の労

働権（研修権）を守ることによって、子どもの発達を保障し、

働く母親たちは、長時間保育を不必要とする体制をめざして、労働時間の短縮と有給休暇の増加の要求運動を積極的にすすめることを要望するし、保育者の担当児童数をへらすなど保育条件の改革に努力している。

(8) 給食について

敗戦後、占領軍による救済政策として発足した“給食”制度を、集団（主義）保育における健康教育として再認識するため、いまだにつづけられている脱脂粉乳の拒否にはじまり、給食費（現行保育所における）の増額を自治体や政府に訴えると共に、親との協議により児童の健康を保障するため、実費を徴収している。

長時間、短時間の差別なく全員に完全給食支給、遠足、誕生会などの日は、全員、親の手づくりによる弁当持参。

(9) “母の会”について

母の会（しろはと母の会）は、長時間、短時間部全園児の母親によって組織され、園の財政上の後援団体でなく、会計も園と独立し、自主運営される。行事について財政的補助をすることはなく、母親の研修費（毎月講演会、研修会を行なう）に大半を使用し、教材園の奉仕活動などが組織的、計画的に行なわれている。

10 行事

子どもを見せ物にするような行事は行なわず、子ども中心の保育に入れる。

いわゆる“お遊戯会”や“母親参観”などは行なわない。足も保護者の付添なしで、苺狩り、芋掘り、栗拾い、動物園、水族館などに行く。七夕にはプラネットarium見学、夏には常設プールでの水遊び、キャンプファイヤー、花火大会、宿泊保育、黒ん坊大会、秋には、体力遊びを中心の親子ぐるみの体育祭、魔品活用の造型展、冬にはマラソン大会など、いずれも、全園児、差別なく、子ども中心に行なう。

(11) その他、保育方針、保育計画（カリキュラム）、保育内容、教材教具、すべての施設も、長、短の差別なく活用されている。

なお、保育方針、計画、内容などについては、次号でやや詳しく述べることにするが、いずれも、中央教育審議会答申には反対で、現行の「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」には批判的で、これらの「要領」や「指針」や、保育の六領域などに拘泥することなく、教師集団の創造的な発想を重視している。保育センターの理念と実践内容をもとに、創造的カリキュラムをくみ、創造的な保育を果敢に行ないつつ、きびしい自己および相互批判のもとに、研究をつづけていている。——一つづく——